

1383

近衛外務大臣
 第二三九號ノ一(大至急、館長符號後、外機密)
 往電第二三五號後段ニ關シ
 了解案逐條説明左ノ通
 (一)日米兩國ノ抱懐スル國際觀念及國家觀念
 本項ノ趣旨トスル所ハ米國側カ日本ノ「トータリタリアニズム」化ヲ恐レ居リ日本ニシテ「トータリタリアニズム」化スルニ於
 テハ日米間ニハ最早話合ハ不可能ナリトノ建前ヲ取り居ルヲ以
 テ日本ノ抱懐スル觀念ハ「トータリタリアニズム」ニ非ス「コ

外務省

91a (cont.)

1383

ノ照先ヲ以テ日本ヲヤツツケルヘシト他受モナイ論モアリ海軍
 士官ニモ可成在ルコト確實ナリ)
 ミ「ヒツトラー」ノ武力征服ハ一時成功シテモ總テ各國民ハ驕
 スルニ至ルヘク又大胆ハ征服シ得テモ七ノ海ハ彼ノ力ヲ以テシ
 テ如何ニモナラスト見ツツアリ
 因米國ハ只今ハ對英極力援助ト國防充實ノミヲ才願目ト爲シツツ
 アルモ米政府ハ戰後ノ世界再建ノ實情ハ國內實情ヲモ含ム」ヲ
 據リツツアルコト確實ナリ(了)

シムニスムニ非ス左リトテ「チモクウシ」ニモテ「ヌ」三
 千年來固有ノ傳統ニ基ク國家觀念ニ立脚スルモノニシテ之ニ反
 スル外國思想ニ左右セラルルモノニアラサルコトヲ明カニシタ
 ルモノナリ而シテ本項ヲ挿入シタルハ先方カ最高首腦ノ意圖ナ
 リトシテ強ク主張シタルニ依ルモノニシテ「ハル」長官モ本使
 ニ對シ此ノ點ヲ力説シタル經緯モ了リ旁々帝國體ヲ宣明スル
 好機會ナリト認ノ修正ノ上存置スルコトトセリ

〔歐西戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度〕

本條項ハ我方ニ行テハ三國條約ニ關係シ當方ノ最も關心シタル
 所ニシテ其ノ目的トスル所ハ

外務省

所ニシテ其ノ目的トスル所ハ
 本條項ハ我方ニ行テハ三國條約ニ關係シ當方ノ最も關心シタル
 所ニシテ其ノ目的トスル所ハ

Handwritten notes in Japanese, including the word 'シムニスム' (Communism) and other political or historical commentary. The text is written in vertical columns within a red border.

要義ヲヤコトヲ明瞭ニスル一方

(4) 米國ノ歐洲戰爭加入ノ極力牽制シ三國條約第三條ノ精神ヲ充分活用スルト共ニ

(5) 日米間ノ破局ヲ回避シ三國條約締結ノ目的ヲ貫徹セントスルニアリ

同支那事變ニ對スル兩國政府ノ關係

當初米總統ハ米國大統領ノ仲裁手續 (arbitration) 若ハ其中調停 (mediation)

ニ依ル支那事變處理ヲ考慮シ居リ又一方汪政府ハ全然之ヲ否認セントスル模樣ナリシヲ以テ其ノ帝國政府ニ於テ到底受諾シ難カルヘキ所以ヲ百方説明セシノ一方米國政府支那事變ニ容讓スルノ端緒ヲ阻止スルノ趣旨ヨリ大統領ハ單ニ和平

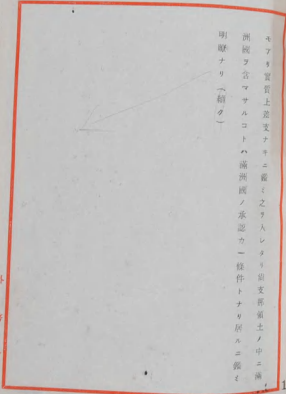
外務省

同支事變ニ對スル兩國政府ノ關係
當初米總統ハ米國大統領ノ仲裁手續 (arbitration) 若ハ其中調停 (mediation) ニ依ル支那事變處理ヲ考慮シ居リ又一方汪政府ハ全然之ヲ否認セントスル模樣ナリシヲ以テ其ノ帝國政府ニ於テ到底受諾シ難カルヘキ所以ヲ百方説明セシノ一方米國政府支那事變ニ容讓スルノ端緒ヲ阻止スルノ趣旨ヨリ大統領ハ單ニ和平

協定 (Soviet officials) 7 箇キニ止マリ交渉ハ之ヲ日支直接交渉トイ
 スルコト及交渉ノ相手ハ重慶政府トスルコトヲ思ヒマラシメ本
 案ノ如クセリ
 又和平條件ノ骨子ハ所謂近衛三原則即チ善隣友好助共共同防衛
 及經濟提携トスルコトヲ承認セシメ又撤兵ノ問題ニ付テハ日華
 間基本關係ニ關スル條約及附屬文書ト矛盾スルカ如キ體ヲ避テ
 ル趣旨ヨリ日華間ニ成立スヘキ協定ニ基キ撤兵スヘキ旨ヲ明カ
 ニシタリ門戶開放ニ關聯シテハ北支及蒙疆ニ關スル特殊地位ニ
 關シ規定ヲ挿入セシメントシタルモ海南島ニ關スル機微ナル問
 題アルニ鑑ミ之ヲ止メ門戶開放原則ノ解釋及適用ニ付テハ之カ
 解決ヲ將來ノ協議ニ關ルコトトシタリ移民ニ付テハ先方ノ主張

外務省

協定 (Soviet officials) 7 箇キニ止マリ交渉ハ之ヲ日支直接交渉トイ
 スルコト及交渉ノ相手ハ重慶政府トスルコトヲ思ヒマラシメ本
 案ノ如クセリ
 又和平條件ノ骨子ハ所謂近衛三原則即チ善隣友好助共共同防衛
 及經濟提携トスルコトヲ承認セシメ又撤兵ノ問題ニ付テハ日華
 間基本關係ニ關スル條約及附屬文書ト矛盾スルカ如キ體ヲ避テ
 ル趣旨ヨリ日華間ニ成立スヘキ協定ニ基キ撤兵スヘキ旨ヲ明カ
 ニシタリ門戶開放ニ關聯シテハ北支及蒙疆ニ關スル特殊地位ニ
 關シ規定ヲ挿入セシメントシタルモ海南島ニ關スル機微ナル問
 題アルニ鑑ミ之ヲ止メ門戶開放原則ノ解釋及適用ニ付テハ之カ
 解決ヲ將來ノ協議ニ關ルコトトシタリ移民ニ付テハ先方ノ主張



モアヲ買置上差支ナキニ鑑ミ之ヲ入レタリ由支那領土ノ中ニ隔
 洲國ヲ含マサルコトハ滿洲國ノ承認カ一條件トナリ居ルニ鑑ミ
 明瞭ナリ(續ク)

外
 務
 省

此項を以て、前記の如く、... (The text on the right page is written in vertical columns and is largely illegible due to fading and the image quality.)



大臣
次官

1383

車歐米通情文調人儀文會
亞洲商約報化查典事計書
送先

76

近衛外務大臣

第二三九號ノ二(大璽急、館長符號扱、外機密)

尙先方ヲ提議セル前途ノ對米保障條件ハ所謂近衛三原則ト背馳
セス又客年締結ノ日華間基本關係ニ關スル條約及日滿華共同宣
言トモ正面ヨリ衝突スルコトナシト認ム
又露政權制ニ於テ米國大統領ノ通告ヲ受諾セサル場合ニハ米國
ハ對支援助ヲ打切ルヘキ意嚮ヲ有スルモ直ニ之ヲ明文化スルニ
トハ難色アリトノコトナリ

對太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運關係

外務省

外務省

（四）海運問題ニ付テハ米穀カ今日船腹不足ニ悩ミ居ル現狀ヨリ見

テ米國側トシテハ當然ノ要求ト認メラレ帝國トシテモ將來ノ

海運發展ノ見地ヨリ見テ先方ノ要求ニ應シ置ク方得策ト考ヘ
之ヲ仰人シタル次第ナリ尤モ本邦モ同様船腹不足ニ悩ミ居ル

ニ強ク其ノ時機ハ支那事件解決ノ際ニ就キタル後トシ以テ米
國ノ日華和平勸告ヲ促進セシムル含ミヲ持タセタル次第ナリ

外務省

大正十一年四月二十日
外務省
支那事務司
支那事務司
支那事務司

1361

（四）海運問題ニ付テハ米穀カ今日船腹不足ニ悩ミ居ル現狀ヨリ見
テ米國側トシテハ當然ノ要求ト認メラレ帝國トシテモ將來ノ
海運發展ノ見地ヨリ見テ先方ノ要求ニ應シ置ク方得策ト考ヘ
之ヲ仰人シタル次第ナリ尤モ本邦モ同様船腹不足ニ悩ミ居ル
ニ強ク其ノ時機ハ支那事件解決ノ際ニ就キタル後トシ以テ米
國ノ日華和平勸告ヲ促進セシムル含ミヲ持タセタル次第ナリ

95

3

1383

本邦中金（トレチアト）未開採ノ花銀ヲ用テ金ヲ信用シ
 ナ我國カ本國及東亞開發上必要トスヘキ物質輸入代金ノ決済ニ
 主トシテ充テントスルモノナリ（續ク）



外務省
 外務省

1381

同洋國關ノ關係其金銀貨幣

則チ日本洋幣準備金ノ對策カニムル言フモ其カサハ先般ナリ
 ニ論ズ其ノ初則チ文銀準備金ノ積ニ付カスル點イニ以テ米
 金ノ購入ナリム夫在ナリテ日本洋幣準備金不足ニ對シテ
 新舊貨幣ノ長短ヨリ長セテ以テ準備金ニ積スルニ付準備金ハ
 米國買イニモハ蓋然ノ豫求イテ又モ準備金イニマテ其カ
 同新舊貨幣ニ付モハ米國金今日準備不足ニ對シテ其カ買取リ
 本業ノ成カサリ

外務省
 外務省

大 臣 次 官

東 亞 洲 通 條 文 情 報 文 化 人 事 儀 典 計 畫 文 書 會 社 官 寫 送 先

1383

1871

昭和 一〇 年 〇 月 〇 日 (電)

奉 命 四 月 十 八 日 夜 寄
本 省

野村大杜

近衛外務大臣

第二三九號ノ三(大至急・外機密・前長符捺浪)

内 南 西 太 平 洋 方 面 ニ 於 ケ ル 兩 國 ノ 經 濟 活 動 帶 國 ノ 南 方 ニ 對 ス ル 武 力 的 進 出 ハ 日 米 間 ノ 戰 争 ノ 導 火 線 ト ナ ル 惧 ア ル ヲ 以 テ 帶 國 ハ 其 ノ 南 方 ニ 對 ス ル 發 展 ハ 武 力 ニ 訴 フ ル コ ト ナ ク 平 和 的 手 段 ニ 依 ル モ ノ ナ ル コ ト ヲ 保 障 シ 之 ニ 對 應 シ テ 米 國 側 ニ 於 テ 帶 國 ノ 同 方 面 ニ 於 ケ ル 經 濟 的 進 出 ヲ 支 持 セ ン ト ス ル 旨 ヲ 明 ニ シ タ ル モ ノ ナ ル カ 帶 國 ノ 南 方 發 展 ヲ 武 力 ニ 訴 ヘ サ ル コ ト ハ 右 ニ 止 マ ラ ス 本 了 解 案 今 般 ノ 基 礎 ヲ 爲 ス モ ノ ナリ

外 務 省

大正 朝鮮本國政府上商人對支銀行
日官 朝鮮銀行法草案

日米會談ニ付テノ規定ハ先方ハ對内「ゼエスチュア」トシテ其
必要ナルコトヲ終始主張シタルニ依リ特ニ反對スル程ノコトモ
ナシト考ヘ存置シタルカ右ハ要スルニ會議ノ原則ヲ定メタルモ
ノニ過キス手續上モ不備ノ點アルモ右ハ今後ノ話し合ニヨリテ之
ヲ判明セシムルコト適當ナル可シト思考ス

外務省

日米會談ノ結果約安全ニ關スル關係ノ方針本國ニ從テ歐洲諸國ハ
拘束セラルルモ帝國ハ東洋ヲ受ケス
尙米國ヘノ移民ニ付テハ「ハル」臣官ハ本使ニ對シテ本問題ハ
州ノ關係モアリ國內關係上困難ナリト語レル程韓モアリ餘リ多
ク又請待シ難シ

外務省



3/

3

1383

ル等類ノ番書種水部ノ類類等ニ付テモ先方ト一應意見ノ交換ヲ
 ナラシメタルモ右ハ交渉ヲ結算カシムル當氣ヲ感知シタルニヨ
 リ實管上ノ成果ヲ收ムルコトヲ去朕トシ之ヲ止メタリ(了)

外務省

1381

官制輸入ノ事務類ノ番書種水部ノ類類等ニ付テモ先方ト一應意見ノ交換ヲ
 ナラシメタルモ右ハ交渉ヲ結算カシムル當氣ヲ感知シタルニヨ
 リ實管上ノ成果ヲ收ムルコトヲ去朕トシ之ヲ止メタリ(了)